

徳島県情報公開審査会答申第202号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成31年2月19日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「精神刺激薬である覚せい剤を処方している実績のある病院」及び「覚せい剤を研究している施設」についての公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成31年2月21日に本件請求に係る公文書についてはその全てが条例第8条第5号に規定する情報に該当するとして公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成31年3月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

平成31年3月12日及び同月22日、実施機関は、審査請求人に対し審査請求書の補正を求めたところ、同年4月4日に審査請求書の補正がされた。

4 諮問

令和元年5月22日（同月23日受付）、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し公開するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び反論書における審査請求人の主張によると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

精神刺激薬としての覚醒剤の効能を期待しており、処方している施設の情報開示を求めている。公開請求で得た情報を不特定多数に公表する気もない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

条例第8条第5号は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行など刑事法の執行を中心とした公共の安全と秩序の維持に係る情報について、公にすることによりこれに支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報を非公開情報として定めたものである。

覚醒剤や麻薬などの乱用される危険のある薬物（以下「薬物」という。）は法律で規制（覚醒剤は「覚醒剤取締法」、麻薬は「麻薬及び向精神薬取締法」等）され、使用及び流通については正当な目的（医療、学術研究）のみに限定されている。保管管理についても、業務所内の鍵をかけた堅固な設備内に保管しなければならないなど厳しく規定されているが、それにもかかわらず、毎年、薬物の盗難事故が全国的に発生している。したがって、本件公文書の情報は、薬物の窃盗を企てる者にとっては極めて有用な情報であり、開示することによって、病院や研究所が犯罪の標的となり、不法な侵入や盗難事故に遭う可能性が増大することになるなど、犯罪を誘発し、または犯罪の実行を容易にするおそれがある。

以上のことから、本件請求に係る公文書は条例第8条第5号に該当するとして非公開とした。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和元年5月23日	諮問
令和2年9月3日	審議（第174回審査会）
同年9月24日	審議（第175回審査会）

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件事案の審査対象について

本件請求は、覚醒剤を処方している実績のある病院及び覚醒剤を研究している施設が記載された公文書の公開を求めるものである。

本件請求に対し、実施機関は本件請求に係る公文書について、条例第8条第5号に規定する情報に該当することからその全てを非公開としたところ、審査請求人が覚醒剤を処方している施設の情報の公開を求めていることから、以下、当該公文書の非公

開情報該当性について検討する。

2 本件公文書の非公開情報該当性について

(1) 覚醒剤を取り扱っている施設について

審査請求人が言う「覚せい剤を処方している実績のある病院」及び「覚せい剤を研究している施設」とは、覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号。以下「法」という。）第2条第3項の覚醒剤施用機関及び同条第4項の覚醒剤研究者が所属する研究所に該当すると認められる。

覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止する目的から、これらの施設は、法により覚醒剤の施用及び保管について厳しく規制されている。

(2) 本件公文書の非公開情報該当性について

本件請求に係る公文書には、覚醒剤施用機関及び覚醒剤研究者が所属する研究所の名称や所在地など覚醒剤を取り扱う施設が分かる情報が記載されていると認められ、これを公開することになれば、法の目的に反して、覚醒剤の窃盗などの犯罪を誘発することになりかねないので、当該情報は、条例第8条第5号の「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と認められる。

したがって、本件請求に係る公文書が条例第8条第5号に該当するとしてその全てを非公開とした実施機関の本件処分は妥当であると認められる。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、自身の覚醒剤に対する見解や本件請求に係る公文書の利用目的などを理由に当該公文書の公開を求めているが、公文書公開制度においては、請求者の属性や目的を問うことなく公開・非公開の判断を行うものである。

したがって、審査請求人の属性や目的がどのようなものであろうと、条例第8条各号が規定する非公開情報については公開することができない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開審査会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
大森 千夏	弁護士	

喜多 三佳	四国大学経営情報学部 教授	会長
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	
田中 里佳	公認会計士，税理士	
松尾 泰三	弁護士	会長職務代理者